

議案第 31 号

橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例(平成 24 年橋本市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中線及び太線の部分である。

改正後		改正前																																	
<p>(使用料)</p> <p>第 10 条 有料設備等を利用しようとする者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として市長に前納しなければならない。</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、第 10 条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 10 条 有料設備等を利用しようとする者は、別表に定める使用料を市長に前納しなければならない。</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4 略</p>	<p>別表(第 10 条、第 14 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロッカー(大)</td> <td>1 箇所</td> <td>1 月あたり 191 円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ロッカー(小)</td> <td></td> <td>1 月あたり 143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>センター外での活動に必要な備品</td> <td>—</td> <td>1 日あたり 953 円</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	備考	ロッカー(大)	1 箇所	1 月あたり 191 円	略	ロッカー(小)		1 月あたり 143 円		センター外での活動に必要な備品	—	1 日あたり 953 円	略	<p>別表(第 10 条、第 14 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロッカー(大)</td> <td>1 箇所</td> <td>1 月あたり 200 円</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ロッカー(小)</td> <td></td> <td>1 月あたり 150 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>センター外での活動に必要な備品</td> <td>—</td> <td>1 日あたり 1,000 円</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	備考	ロッカー(大)	1 箇所	1 月あたり 200 円	略	ロッカー(小)		1 月あたり 150 円		センター外での活動に必要な備品	—	1 日あたり 1,000 円	略
区分	単位	金額	備考																																
ロッカー(大)	1 箇所	1 月あたり 191 円	略																																
ロッカー(小)		1 月あたり 143 円																																	
センター外での活動に必要な備品	—	1 日あたり 953 円	略																																
区分	単位	金額	備考																																
ロッカー(大)	1 箇所	1 月あたり 200 円	略																																
ロッカー(小)		1 月あたり 150 円																																	
センター外での活動に必要な備品	—	1 日あたり 1,000 円	略																																

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する有料設備等の使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。